

「週休2日工事」 実施要領

令和3年12月15日

工務管理課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに、就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために実施する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5% (8/28日) 以上の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、現場閉所率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象工事は、企業局が発注する全ての工事(港湾工事及び営繕工事は除く。)とし、その全てを月単位の週休2日の対象とする。ただし、災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事は週休2日工事の対象外とすることができる。

- (1) 災害時における応急工事など、週休2日を確保することが困難な工事

(2) その他企業局長が週休2日を確保することが困難と認める工事

2 月単位の週休2日工事は、共通特記仕様書又は特記仕様書において、月単位の週休2日工事の対象工事である旨を記載するものとする。

共通特記仕様書又は特記仕様書例（第1章第〇条に記載するものとする。）

第〇条 休日の確保

本工事は、月単位の週休2日工事の対象工事である。

実施に当たっては、「『週休2日工事』実施要領」に基づき行う。

実施要領は、宮崎県企業局ホームページ【[トップ](#)＞[しごと・産業](#)＞[商工業](#)＞[宮崎県企業局](#)＞[入札手続き・様式集](#)＞[宮崎県企業局における入札実施に関する諸規程について（お知らせ）](#)】から入手できる。

3 「週休2日交替制モデル工事」実施要領（令和4年4月1日工務管理課課定め）に定める月単位の週休2日交替制モデル工事として発注した工事において、受注者から本要領に基づく週休2日工事として実施したい旨の希望があり、工事着手前に発注者との協議が整ったときは、本要領における週休2日工事の対象とすることができる。

（実施手続）

第4 受注者は工事着手前に月単位の週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次項から第6項までの規定を適用する。月単位の週休2日工事の実施を希望しない場合、受注者はその理由を明らかにし、発注者に通知するものとする。なお、月単位の週休2日工事の実施を希望しない場合は、通期の週休2日工事の対象とする。

通期の週休2日工事においては、次項から第6項までの規定を月単位の週休2日から通期の週休2日に読み替えて適用することとする。

2 受注者は、施工計画書に月単位の週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。なお、計画工程表には月単位の週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。

4 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

なお、工事履行報告書、週間工程表及び情報共有システムの活用により、現場閉所の状

況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

5 受注者は、工事看板等により週休2日工事に取り組む旨を明示するものとする。

6 受注者は、月単位の週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

(労務費・機械経費(賃料)・間接工事費・市場単価の補正の補正)

第5 月単位の週休2日工事においては、当初設計から下表(労務費・機械経費(賃料)・間接工事費・市場単価の補正)における通期の週休2日補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事の実施後、現場閉所率が月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日補正係数分を増額して変更契約する。また、現場閉所率が通期の週休2日を達成できなかった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

提出された工程表が通期の週休2日の取得ですら前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

また、受注者が完全週休2日(工期内のすべての土日で現場閉所)を達成した場合は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

(1) 労務費・機械経費(賃料)・間接工事費の補正

	閉所状況:4週8休以上(現場閉所28.5%以上)		
	通期の週休2日補正係数	月単位の週休2日補正係数	合計
労務費	1.02	1.02	1.04
機械経費(賃料)	1.02	1.00	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03
現場管理費率	1.03	1.02	1.05

(2) 市場単価及び土木工事標準単価の計上にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

(留意事項)

第6 週休2日工事の実施に当たっては、次の各号に留意するものとする。

(1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な

作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

(2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

(3) 受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日にかかわらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

(実施証明書の発行)

第7 週休2日を実施した工事には、達成状況に応じて発注者から受注者に週休2日実施証明書(別記様式1)を発行する。

2 実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

附 則

この要領は、令和3年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。